

- ② 当社の監査等委員会は、必要に応じていつでも当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人から説明を受けることができる。
- ③ 当社取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、次に定める事項の発生・決定が判明したときには速やかに当社の監査等委員会に報告する。
 - a. 会社の業績に大きく悪影響を与えたもの、またはそのおそれのあるもの
 - b. 会社の信用を大きく低下させたもの、またはそのおそれのあるもの
 - c. 取締役の職務に関して行われた不正行為および法令または定款に違反する重大な事実
 - d. 当社商品において重大な被害を与えたもの、またはそのおそれがあるもの
 - e. SHO-BI企業倫理規程への違反で重大なもの
 - f. 内部通報制度に基づいて通報された事実
 - g. 公的機関から受けた行政処分
 - h. 重要な会計方針の変更および会計基準の制定、改廃
 - i. 業績および業績見込みの公表内容、その他重要な開示事項の内容
 - j. 監査契約の変更
 - k. 内部統制システム、基本方針の変更
 - l. 上記各号に準ずるその他の事項
- ④ 当社および子会社の取締役および使用人は、当社の監査等委員会が報告を求めた事項については迅速かつ的確に対応する。
- ⑤ 当社の子会社の取締役を兼任する当社の取締役は、重要な事項が発生した場合には当社の監査等委員会へ報告する。
- ⑥ 当社グループの監査役連絡会を設置し、子会社の監査役が当社の監査等委員会に定期的に報告する。

3. 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

(会社法第 399 条の 13 第 1 項第 1 号ロ、会社法施行規則第 110 条の 4 第 1 項第 5 号)

- ① 当社は、監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けない旨を「SHO-BI企業倫理規程」において規定し、当社グループ役職員に周知徹底する。

4. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(会社法第 399 条の 13 第 1 項第 1 号ロ、会社法施行規則第 110 条の 4 第 1 項 6 号)

- ① 監査等委員が当社に対しその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当社は、当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用を処理する。

5. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（会社法第 399 条の 13 第 1 項第 1 号ロ、会社法施行規則第 110 条の 4 第 1 項第 7 号）

- ① 監査等委員会の過半数は社外取締役とし、独立性と透明性を図る。
- ② 監査等委員会は、定期的に代表取締役と意見交換会を実施し、意思疎通を図り監査等委員会監査の実効性を高める。
- ③ 監査等委員会は必要に応じ適宜、取締役会と意見交換会を開催し会社の現状や課題について情報交換等を実施し、監査等委員会監査の実効性を高める。
- ④ 監査等委員会と会計監査人、内部監査人および子会社の監査役は定期的に情報交換等を実施し、連携力を高め監査体制の充実を図る。
- ⑤ 監査等委員会が監査において、社外の専門家の活用が必要と認めた場合、監査等委員会の判断で利用できる。

6. 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（会社法第 399 条の 13 第 1 項第 1 号ハ、会社法施行規則第 110 条の 4 第 2 項第 4 号）

- ① 当社は、「SHO-B I 企業倫理規程」においてコンプライアンスの基本原則を設け、法令遵守等周知徹底を図る。
- ② 取締役会は、法令および定款に照らし、取締役会規程に基づいて取締役の職務の執行を監督する。
- ③ 監査等委員会は、法令および定款に照らし、監査等委員会規程に基づいて取締役の職務の執行を監査、監督する。
- ④ 取締役会は使用人の業務執行手続きの適正を確保するため、各種社内規程を制定し遵守させる。
- ⑤ 取締役会は、諸法令等に適合するように社内規程が定められているかといった事項につき外部の専門家に意見を求めることにより確認する。
- ⑥ 内部監査室は、取締役および使用人の業務執行が社内規程を遵守しているか否かの監査を行い、遵守状況の報告を代表取締役および監査等委員会へ行うとともに、業務執行の適正のため改善指導する。
- ⑦ 当社は、「公益通報者保護規程」において、社内通報制度を整備し、取締役および使用人の不正等コンプライアンス上の問題を発見した当社の取締役および使用人には、その旨を、取締役は監査等委員会、使用人は内部監査室長に通報させる制度を確立する。
- ⑧ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては断固として拒絶し、警察や弁護士等の外部の専門機関と緊密に連

携し、毅然とした態度で組織的に対応する体制を構築すべく「SHO-BI企業倫理規程」において基本方針を定める。

7. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(会社法第399条の13第1項第1号ハ、会社法施行規則第110条の4第2項第1号)

- ① 取締役の職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報を、文書管理規程等社内規程に基づき適切に保存しかつ管理する。
 - ・株主総会議事録と関連資料
 - ・取締役会議事録と関連資料
 - ・取締役を決裁者とする決裁書類および付属書類
 - ・その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

8. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法第399条の13第1項第1号ハ、会社法施行規則第110条の4第2項第2号)

- ① 企業経営の継続性に支障を与える危機に対処するために各種社内規程を定めることにより損失発生回避・軽減に努める。
- ② 危機発生が現実になった場合および発生のおそれがある場合、必要に応じて顧問弁護士等を中心に社外の専門家を動員して、損失の拡大を防止し最小限にとどめる。
- ③ リスクマネジメント・コンプライアンス委員会

当社におけるリスクマネジメントを推進する委員会として、企業活動に関する様々なリスクを統括管理するための組織である取締役会直轄のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、併せて「リスク管理規程」に準拠し、リスク管理を徹底する。具体的には、リスクに対する意識の向上とリスク情報を抽出することにより、予防対策の実行および実行状況を確認するとともに、発生事案に関する情報の把握、分析、再発防止策等により、当社グループ全体への影響を極小化するための対策をとる。

不測の事態の発生時にも高品質の商品やサービスを安定的に供給するための対策を検討する。これらの中で重要な事項は、取締役会に報告し、対応を協議するとともに、当社グループ全体への周知徹底を行い、危機管理体制の強化を図る。

9. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法第399条の13第1項第1号ハ、会社法施行規則第110条の4第2項第3号)

- ① 取締役会は毎月定期的あるいは必要に応じ臨時に開催し、取締役会規程に基づき適正な運営を図るとともに、法令で定められた事項や経営上の重要な意思決定、各取締役および執行役員職務執行状況の監督を行う。

- ② 代表取締役の監督の下、取締役会に諮る重要な事項について事前に十分な審議が行われるよう、取締役（会長および監査等委員であるものを除く。）、常勤の監査等委員を構成員とする経営会議を定期的に開催する。
- ③ 取締役（監査等委員であるものを除く。）は取締役会において委嘱された職務分掌について、法令、定款・取締役会規程等社内規程に準拠し、業務の執行を行う。
- ④ 執行役員制度の活用により、経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能との分離による迅速かつ効率的な経営を推進する。

10. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（会社法第 399 条の 13 第 1 項第 1 号ハ、会社法施行規則第 110 条の 4 第 2 項第 5 号イ・ロ・ハ・ニ）

（1）当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 子会社に関する重要事項については、関係会社管理規程において当社の事前承認を受けるべき事項または当社に報告をすべき事項を定める。
- ② 当社子会社の取締役を兼任する当社の取締役が、グループ全体の観点から監督を行い、必要に応じて、当社の取締役会において、子会社の取締役の職務の執行状況の報告を行う。

（2）当社の子会社の損失の危険に関する規程その他の体制

- ① 当社のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、当社グループ全体のリスク分析、評価、対応策の協議を実施し、また子会社においても当社と同様のリスク管理規程を運用することにより、リスク管理を徹底する。

（3）当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 子会社において、当社取締役と兼任している取締役も出席の下で、取締役会は毎月定期的あるいは必要に応じ臨時に開催し、取締役会規程に基づき適正な運営を図るとともに、法令で定められた事項や経営上の重要な意思決定、各取締役および執行役員の業務執行状況の監督を行う。
- ② 当社の子会社の取締役は委嘱された職務分掌について、法令、定款・取締役会規程等社内規程に準拠し、業務の執行を行う。
- ③ 当社の予算と実績の対比は、当社グループ連結で業績管理を行う。

（4）当社の子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「SHO-B I 企業倫理規程」により、当社グループ子会社についても同規程を準用し、コンプライアンスの基本原則を設け、法令遵守等周知徹底を図る。
- ② 子会社の業務執行状況については、定期的に当社の内部監査部門が内部監査を実施する。
- ③ 当社グループ会社間取引については、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切となるよう管理する。
- ④ 「SHO-B I 企業倫理規程」により、コンプライアンス上の問題を発見した当社の子会社の取締役

役および使用人には、その旨を、子会社の取締役は当社監査等委員会に、子会社の使用人は当社内部監査室に報告させる制度を確立する。

- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては断固として拒絶し、警察や弁護士等の外部の専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する体制を構築すべく「SHO-BI企業倫理規程」において基本方針を定め、当社子会社についても規程を準用する。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 財務報告の信頼性確保および金融商品取引法第24条の4の4に規定される内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を制定するとともに、内部統制の有効性を判断し、内部統制報告書を作成する。また、内部統制が適正に機能することの継続的評価、必要な是正を行い、併せて金融商品取引法およびその他関係法令等との適合性を確保する。

以上